

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第15条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。<u>以下同じ。</u>）の利用者の数と基準該当生活介護（条例第96条に規定する<u>基準該当通所介護</u>をいう。以下同じ。）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所</u>が提供する<u>指定通所介護</u>の利用者の数を<u>指定通所介護</u>の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス</p> | <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第15条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。）<u>又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）</u>（以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。）の食堂及び機能訓練室（<u>指定居宅サービス等基準条例第102条第1項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。</u>）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）<u>又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）</u>（以下「<u>指定通所介護等</u>」という。）の利用者の数と基準該当生活介護（条例第96条に規定する<u>基準該当生活介護</u>をいう。以下同じ。）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する<u>指定通所介護等</u>の利用者の数を<u>指定通所介護等</u>の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス</p> |

の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の
通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準
該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所
支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
（平成24年岩手県条例第79号）第55条の8の規定により基
準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同
条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定
により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ
ービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規
定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定
める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省
令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみな
される通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計
数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条
第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（登録
定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等
にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同
表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居
宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。
以下この条及び第21条において「指定地域密着型サービス
基準」という。）第63条第7項に規定するサテライト型指
定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第21条において
同じ。）にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂
（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第
175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は
、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数
が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する
通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及
び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる
通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運
営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基
準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同
条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定
により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ
ービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練と
みなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の

の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の
通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準
該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の
2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされ
る通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基
準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又
は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基
準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第55条の
8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサ
ービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例
第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスと
みなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の
合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第
97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（
登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業
所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応
じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能
型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第
7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護
事業所をいう。以下同じ。）にあつては12人）までの範囲
内とすること。

[略]

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂
（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第
175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下
同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有する
こと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数
が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する
通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並
びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされ
る通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当
自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは
条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓
練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の
事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条
の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通い
サービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条

合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第30条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)(条例第150条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第30条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)(条例第150条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所(条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第30条の2 条例第150条の2第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第150条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては12人)までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第160条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)(条例第160条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) 条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第160条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)(条例第160条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第37条の2 条例第160条の2第2号の規則で定める要件は、
次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第160条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) 条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。